

常滑市立西浦北小学校いじめ防止基本方針

R7. 4. 9

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 西浦北小学校におけるいじめの防止等に関する基本理念

- いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得る、許されない卑怯な行為であり、いじめを絶対に許さないという強い意志をもち、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本としていじめの防止等の対策に取り組む。
- いじめは全ての児童に関わる問題であり、学校内においてのみ行われるものではないことから、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、地域全体でいじめの防止等の対策に取り組む。
- 児童がいじめを行ったり、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったり、「傍観者」として暗黙の了解を与えたりすることがないようにするため、いじめによる深刻な影響等について児童自身が理解を深められるよう、いじめの防止等の対策に取り組む。
- 社会全体で児童の健全な育成を図り、いじめのない社会を実現するために、市、学校、家庭、地域、その他の関係諸機関がそれぞれの役割を主体的に果たしながら緊密に連携し、いじめの防止等の対策に取り組む。

(3) 西浦北小学校におけるいじめの防止のための基本方針

本校の生活指導の方策を実践していくことで、いじめ防止につなげていく。

- ① 全教職員の協働による指導を進め、児童理解に基づく指導の充実を図る。
- ② 学校のルールを理解させ、落ち着いた規律ある学校生活が送れるようにする。
- ③ 児童と教師、地域や保護者との信頼関係を築き、厳しく親身になった指導を行う。
- ④ 授業や委員会・クラブ活動等の学校生活において、基本的な礼儀や言葉遣いを身に付けさせ、相手を尊重する態度を育てる。
- ⑤ 認め合い、思いやれるようなよりよい人間関係を築き、魅力ある学校づくりを目指す。
- ⑥ いじめに対する「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ⑦ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 西浦北小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置（職員会にて行う場合を含む）

- ① 実施回数 年10回（毎月1回）
- ② 構 成 員 全教職員
- ③ 役 割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ・ 教職員間の情報共有・共通理解及び研修
 - ・ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・ いじめアンケートの集約及び対応の検討
 - ・ 緊急対策会議の開催

(2) 緊急対策会議の設置

- ① 実施回数 いじめ事案発生時
- ② 構 成 員 校長、教頭、教務、校務、生活指導主任、発生学年主任・教諭・養護教諭
事案による関係者（SC、市教委、警察、児相、子育て支援課、社協等）
- ③ 役 割
 - ・ 事案の指導体制づくりと指導方針決定
 - ・ 事実確認と情報の共有
 - ・ 関係児童への指導・支援と保護者との連携
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

○学級内での良好な人間関係づくり

- ・ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、友達との信頼関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような人間関係づくりを行う。
- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

○道徳教育・人権教育の充実

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
- ・ 道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
- ・ 人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、児童同士の人権意識の高揚を図る。

○分かる授業づくり

- ・ 授業において児童の不安や不満が高められないように、すべての児童が授業に参加でき、活躍できるような授業を目指して改善を進める。
- ・ 公開授業を積極的に実施し、授業規律や教師の適切な言動も含め、互いに授業を見合うことで分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。

○教師の力量向上

- ・ いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定める。
また、全職員が日頃から児童の様子をしっかりと把握し、少しの変化も見逃さないという観察等の力量を向上させる。

○保護者や地域への働きかけ

- ・ ホームページにおいていじめ防止基本方針を示し、いじめ防止に対する啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

○教師による日常の児童の観察

- ・授業中だけでなく、朝や帰りの会・放課・給食・掃除等、児童が日常活動をしている際に、一人一人の様子や全体の様子をよく観察する。そして、様子がおかしいと気付いたときには、担任→学年・学校全体に連絡して、複数で情報収集し実態把握を行う。

○いじめ・教育相談アンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に作り出すために、無記名によるいじめアンケートを学期1回、年3回実施する。実施したアンケートについては、生活指導部が集計・検証し、対策委員会で組織的な対処方法を検討する。また、児童の心身並びに生活全般に関する様子を把握し、教育相談につなげるためのアンケートも同時に実施する。実施したアンケートは、3年間保管する。

○教育相談の充実

- ・児童と担任や養護教諭等との良好な人間関係を日頃から構築し、気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を毎学期に設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員が様々なスキルや指導方法を身に付けたり、いじめの認知能力を高めたりするために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

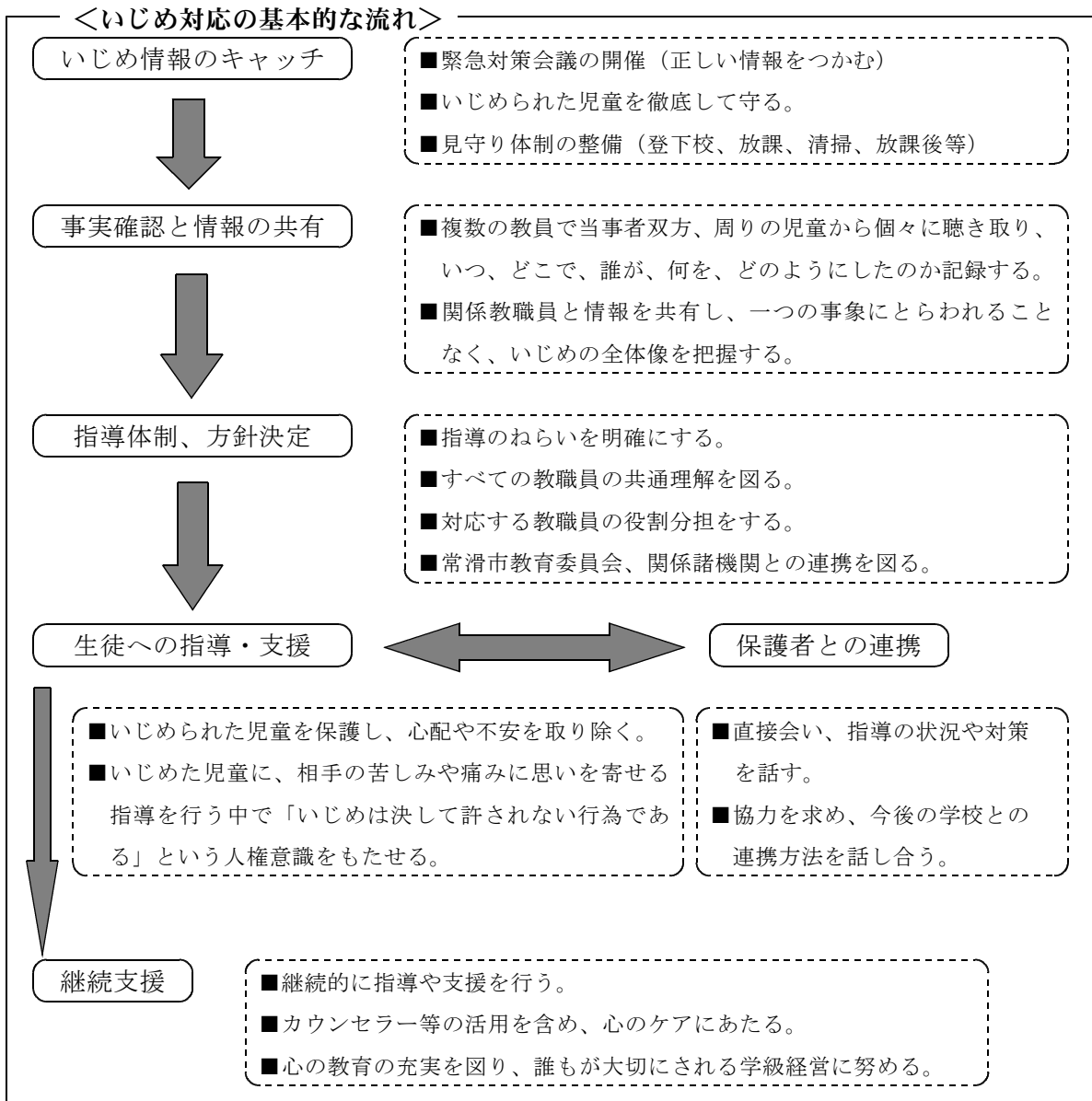
- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、子育て支援課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・単に謝罪をしたことをもって安易に解消とは考えない。いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいて、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に確認した上で解消とする。ただし、再発防止のための支援を引き続き行う。



（４）ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「西北小だより」等、各種通信やＰＴＡの各種会合や懇談会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルにかかわる学活や道徳の授業等で、児童への情報モラル教育を行う。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会の指導を受け、校内に調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- 学校教育評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」、「西北小のルール」は、4月に学校のホームページに掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<年間計画>

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」 の内容の確認 ○情報交換	○学級開き	○いじめ相談窓口の 児童生徒、保護者 への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校 いじめ基本方針」の説 明 ○学校公開日
5		○情報交換	○内科検診		○学校公開日
6		○情報交換		○いじめアンケート ○教育相談週間	
7		○情報交換	○終業式での指導		○個人懇談会
8		○現職研修			
9		○情報交換	○始業式での指導	○身体測定	○学校公開日
10		○情報交換	○保健指導（心と体 の成長） ○すもう大会		○すもう大会
11		○情報交換	○運動会	○いじめアンケート ○教育相談週間	○運動会
12		○情報交換	○人権週間（講話、 いじめを取り扱った 道徳の授業） ○終業式での指導		○個人懇談会 ○学校アンケート
1		○情報交換	○始業式での指導	○身体測定	
2		○情報交換		○いじめアンケート ○教育相談週間	○学校公開日
3		○情報交換 ○「学校いじめ基本方針」 の見直し	○6年生を送る会		
通 年	○対応策の検討（ケース 会議を含む）	○朝会における校長 講話 ○道徳教育、体験活 動の充実 ○わかる授業の充実 ○異学年交流活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談・ 観察		